

証券コード 3030
平成30年 5 月 7 日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田三丁目14番10号

株 式 会 社 ハ ブ

代表取締役社長 太 田 剛

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年5月22日(火曜日)午後7時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 5 月23日（水曜日）午後 1 時30分
〔午後 0 時30分開場〕
2. 場 所 東京都千代田区神田練堀町 3
富士ソフト秋葉原ビル 5 F アキバホール
3. 目的事項
報告事項 第20期（平成29年 3 月 1 日から平成30年 2 月28日まで）事業
報告及び計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|---------|------------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | 監査役 1 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pub-hub.co.jp>）に掲載させていただきます。

例年、本株主総会終了後に開催しておりました「株主懇談会」は、本年より取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善が進み緩やかな景気回復傾向にあるものの、海外経済の不確実性や地政学的リスクの高まりによる影響が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況のまま推移いたしました。

外食産業におきましては、人件費の継続的上昇及び一部商材の更なる価格上昇の影響が懸念され、消費嗜好の多様化による他業種他業態との顧客獲得競争が一層激化するなど、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、「中期経営計画（2016年～2018年）」の2年目となる当事業年度におきましては、「リーディングカンパニーとしての地位確立」を年度方針に定め、断然ダントツのサービスレベル実現を目指した取り組みを推進してまいりました。

その一環として実施しております本部での集合研修によるクルー（アルバイト）教育や品質・衛生管理の強化といったQ・S・C・Aの継続的な磨き上げ、第2四半期累計期間におけるスポーツイベントが奏功した半面、第3四半期以降の悪天候の影響は大変大きく、また、「東証一部上場記念感謝セール」をはじめとする様々な集客策の展開も前年に大きな盛り上がりを見せたサッカーイベントの不利分を埋め合わせるには至らず、既存店の対前年比につきましては、客数101.3%となったものの、売上高につきましては99.7%となりました。

店舗につきましては、4月27日、ビル建替えのため一時休業しておりましたHUBブランド2店舗（上野店、渋谷2号店）を同時に再出店し、この結果当社は100店舗の規模に到達いたしました。さらに、HUBブランド3店舗（チョムチョム秋葉原店、西武新宿駅前店、リッチモンドホテル横浜駅前店）を新規に出店し、当事業年度末現在における店舗数は104店舗となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は10,986百万円（前年同期比7.5%増）、営業利益は777百万円（前年同期比1.8%増）、経常利益は780百万円（前年同期比2.0%増）、当期純利益は497百万円（前年同期比0.2%増）となり、売上・利益ともに過去最高となりました。

当社は、昭和55年の創業以来、英国PUB文化を日本に広めることにより、日本の暮らし・社会をより一層豊かなものにするとの創業者（故 中内 功氏）の想いを実現すべく、英国風PUBの単業態のみで「感動文化創造事業」を展開してまいりました。そしてこの度、株主の皆様をはじめ関係各位のご支援により、平成29年12月4日をもって、東京証券取引所市場第一部銘柄指定を果たすことができました。

(2) 対処すべき課題

今後におきましても、緩やかな景気回復基調の継続が期待されるものの、原材料価格の更なる上昇や個人消費の不透明感などから、取り巻く環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、「中期経営計画（2016年～2018年）」の最終年度となる次期におきましては、「変革せよ。変革を迫られる前に ～Change before you have to.～」を年度方針に定め、従業員一人ひとりが現状の殻を打ち破り、お客様をワクワクドキドキさせ続けるアイデアを店舗から創出し、真にイノベーションが起こる風土の醸成を目指した取り組みを推進してまいります。

(3) 設備投資の状況

HUBブランド5店舗（上野店、渋谷2号店、チョムチョム秋葉原店、西武新宿駅前店、リッチモンドホテル横浜駅前店）を新設いたしました。

なお、設備投資の総額は、当事業年度中に完成した店舗及び既存店の改装を含め583,586千円となりました。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成26年度 (第 17 期)	平成27年度 (第 18 期)	平成28年度 (第 19 期)	平成29年度 (第 20 期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	9,168,280	9,540,260	10,217,014	10,986,880
経 常 利 益(千円)	655,563	729,077	764,457	780,123
当 期 純 利 益(千円)	381,042	435,154	496,539	497,688
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	101円48銭	115円90銭	44円08銭	44円19銭
総 資 産(千円)	4,695,244	5,132,895	5,114,280	5,611,529
純 資 産(千円)	2,753,776	3,083,462	3,467,369	3,833,527
1 株 当 たり 純 資 産 額	733円44銭	821円29銭	307円85銭	340円36銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、平成27年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これに伴い、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

当社のその他の関係会社であるロイヤルホールディングス株式会社は、当社の株式3,249,000株（議決権比率28.85%）を保有しております。当社とロイヤルホールディングス株式会社には、記載すべき取引関係はありません。

(11) 主要な事業の内容（平成30年2月28日現在）

当社は英国風PUB事業等を営んでおります。

(12) 主要な事業所及び店舗（平成30年2月28日現在）

- ① 本社 東京都千代田区外神田三丁目14番10号
 ② 店舗

都道府県	名 称	店舗数
宮 城 県	仙台名掛丁、仙台一番町四丁目	2店
東 京 都	渋谷、渋谷2号、渋谷センター街、渋谷道玄坂、恵比寿、原宿、代々木西口、※渋谷宮益坂、新宿南口、新宿歌舞伎町、東京オペラシティ、高田馬場、高田馬場駅西、新宿区役所通り、新宿西口大ガード、※新宿三丁目、※新宿西口大ガード、新宿靖国通り、西武新宿駅前、四谷しんみち通り、池袋東口、池袋西口公園、池袋東口店ANNEX、池袋西口、池袋サンシャイン通り、市ヶ谷、日比谷、※神田、秋葉原、チョムチョム秋葉原、※AKIBA TOLIM、神田東口、御茶ノ水、六本木、六本木2号、※品川、※赤坂、※三田、※浜松町、外苑前、新橋、新橋銀座口、神谷町、浅草、上野、上野しのばず通り、上野昭和通り、銀座コリドー、※築地、八重洲、※東銀座、東京ドームシティ ラクーア、北千住、ロッテシティホテル錦糸町、※ロッテシティホテル錦糸町、五反田西口、※五反田西口、蒲田西口、吉祥寺、吉祥寺南口、中野南口、八王子、町田、立川南口	64店
神 奈 川 県	川崎、※関内、Colette・Mare みなとみらい、慶應日吉、横浜鶴屋町、横浜西口、リッチモンドホテル横浜駅前、※横浜西口、新横浜、相模大野、藤沢	11店
千 葉 県	新浦安、柏西口、千葉富士見、海浜幕張、船橋、津田沼	6店
埼 玉 県	所沢プロペ通り、大宮東口、大宮西口、川口	4店
愛 知 県	名古屋栄錦通り、名古屋伏見、名駅、名駅四丁目	4店
京 都 府	四条烏丸、京都ヨドバシ、三条木屋町	3店
大 阪 府	なんばダ・オーレ、なんば戎橋、心斎橋、梅田茶屋町、梅田茶屋町アプローズ、東梅田、中之島フェスティバルプラザ、あべのキューズモール、京阪京橋	9店
兵 庫 県	三宮ムーンライトビル	1店
合 計		104店

（注）82ブランドには、店名に※印を付しております。

(13) 従業員の状況（平成30年2月28日現在）

従業員数（前期末比増減）	平 均 年 齢	平均勤続年数
309名（22名増）	32.0歳	7.0年

（注）上記従業員のほかに、臨時雇用者655名（月間所定労働時間換算による期中平均人員）を雇用しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	53,000千円
日本生命保険相互会社	42,000千円
株式会社三井住友銀行	26,000千円
株式会社みずほ銀行	24,000千円
株式会社商工組合中央金庫	17,808千円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,263,085株 （自己株式 2,215 株を除く）
- (3) 株主数 4,075名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
ロイヤルホールディングス株式会社	3,249,000株	28.85%
株 式 会 社 久 世	1,098,000株	9.75%
みのりホールディングス株式会社	1,080,000株	9.59%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	862,000株	7.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	398,000株	3.53%
高 野 慎 一	234,300株	2.08%
ハ ブ 社 員 持 株 会	182,900株	1.62%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	122,300株	1.09%
武 井 信 達	119,800株	1.06%
太 田 剛	114,300株	1.01%

（注）持株比率は自己株式（2,215株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成30年2月28日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	太 田 剛	—
取 締 役	井 上 泉 佐	営業管掌
取 締 役	高 見 幸 夫	管理管掌
取 締 役	菊 地 唯 夫	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（兼）CEO 一般社団法人日本フードサービス協会 会長
取 締 役	今 野 誠 一	株式会社GOOD a n d MORE 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	石 塚 義 一	—
監 査 役	浦 一 馬	ロイヤルホールディングス株式会社 取締役（監査等委員）
監 査 役	網 谷 充 弘	一橋綜合法律事務所 パートナー弁護士 スタンレー電気株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役菊地唯夫氏及び今野誠一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役浦一馬氏及び網谷充弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役浦一馬氏は、ロイヤルホールディングス株式会社の経理部門における長年の職務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役今野誠一氏及び監査役網谷充弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役菊地唯夫氏及び今野誠一氏、並びに当社と社外監査役浦一馬氏及び網谷充弘氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名 (うち社外2名)	52,297千円 (4,050千円)
監査役	3名 (うち社外2名)	14,130千円 (4,050千円)
合 計	8名 (うち社外4名)	66,427千円 (8,100千円)

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 菊地唯夫	14回中14回	100.0%		
取締役 今野誠一	14回中13回	92.9%		
監査役 浦 一馬	14回中14回	100.0%	13回中13回	100.0%
監査役 網谷充弘	14回中14回	100.0%	13回中13回	100.0%

・取締役会及び監査役会における発言状況

1. 取締役菊地唯夫氏及び今野誠一氏は、取締役会において議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
2. 監査役浦一馬氏及び網谷充弘氏は、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

② 重要な兼職先と当社との関係

取締役菊地唯夫氏は、ロイヤルホールディングス株式会社代表取締役会長(兼)CEO及び一般社団法人日本フードサービス協会会長を兼務しております。また、監査役浦一馬氏は、ロイヤルホールディングス株式会社取締役(監査等委員)を兼務しております。ロイヤルホールディングス株式会社は当社株式3,249,000株を保有する大株主であり、当社のその他の関係会社であります。当社と一般社団法人日本フードサービス協会、株式会社GOOD and MORE、一橋綜合法律事務所及びスタンレー電気株式会社との間に特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認、検討いたしました結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や信頼性等において問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「企業行動指針」を制定する。
その徹底を図るため、社長を内部統制総括責任者とし、総務担当部門においてコンプライアンスの取り組みを統括し、同部門を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、社内のコンプライアンスの状況を監査する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、従業員が直接情報提供できる体制として社内通報システムを整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書等）を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、安全、衛生、品質及び情報等に係るリスクについては、それぞれの主管部門にて、規則規程及びガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修の実施等を行い、全社的なリスク状況の監視及び対応は、総務担当部門が統括する。内部監査部門は、社内のリスク管理の状況を監査する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、それに基づいた中期経営計画及び年度経営計画を策定する。

月次業績を含む職務の進捗状況について、その結果を迅速にデータ化し、経営会議及び取締役会にて定期的にレビューし、目標未達の要因分析とその改善を促すことにより、効率的な業務遂行体制を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役から監査業務に必要な事項の命令を受けた当該使用人は、その命令に関して取締役及び所属上長の指揮命令を受けない。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、社内通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、経営会議をはじめとする社内の主要な会議に出席し、監査役として必要な場合は意見を述べるができる。また、内部監査部門及び会計監査人と連携し相互の意思疎通、情報交換その他により、実効的な監査体制を確立する。

(8) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書（基本計画書）」に基づき、必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針とする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催しており、当期においては14回開催いたしました。取締役会では、重要な経営事項についての決定、月次業績及び各業務執行取締役が担当する職務執行状況の報告を実施し、取締役の職務執行の適法性の確保、適正性及び効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しております。
- (2) 監査役会を毎月開催し、各監査役は監査に関する重要事項の決議、報告、協議を行っております。また、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の閲覧により業務執行の状況を把握することで監査の実効性を確保しております。さらに、内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど情報交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。
- (3) 前年度の監査状況を踏まえ作成した内部監査計画に基づき、法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立てるとともに、経営の合理化及び効率化の促進を図り、業務監査、会計監査、店舗監査及び内部統制監査を実施しております。
- (4) すべての役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制を確立し、当社の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的として「コンプライアンス規程」を策定しております。また、具体的な行動指針を明示するため「コンプライアンスガイドブック」を作成するとともに、コンプライアンスへの理解を深め健全な職務執行を行う環境を整備するため「コンプライアンス講習」を実施しております。
- (5) 当期においては、従来より継続してお取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、新規お取引先様に対しては、反社会的勢力に該当するか否かについて調査を実施するなど、反社会的勢力排除に努めております。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 2 月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(5,611,529)	(負 債 の 部)	(1,778,002)
流 動 資 産	(2,248,505)	流 動 負 債	(1,436,795)
現 金 及 び 預 金	1,808,689	買 掛 金	247,296
売 掛 金	40,891	1年内返済予定の長期借入金	80,096
原材料及び貯蔵品	76,881	リ ー ス 債 務	40,367
前 払 費 用	143,270	未 払 金	261,267
繰 延 税 金 資 産	108,036	未 払 費 用	328,777
未 収 入 金	38,105	未 払 法 人 税 等	240,000
そ の 他	32,630	未 払 消 費 税 等	80,071
固 定 資 産	(3,363,024)	賞 与 引 当 金	145,928
有形固定資産	(2,168,651)	そ の 他	12,989
建 物	1,710,201	固 定 負 債	(341,207)
工具、器具及び備品	340,287	長 期 借 入 金	82,712
リ ー ス 資 産	108,573	リ ー ス 債 務	73,528
建 設 仮 勘 定	9,589	長 期 未 払 金	4,000
無形固定資産	(39,488)	資 産 除 去 債 務	180,966
ソ フ ト ウ ェ ア	37,929	(純 資 産 の 部)	(3,833,527)
電 話 加 入 権	1,558	株 主 資 本	(3,833,527)
投資その他の資産	(1,154,884)	資 本 金	(631,793)
出 資 金	80	資 本 剰 余 金	(195,393)
長 期 前 払 費 用	43,098	資 本 準 備 金	195,393
繰 延 税 金 資 産	79,696	利 益 剰 余 金	(3,007,598)
差 入 保 証 金	1,032,009	利 益 準 備 金	8,162
		その他利益剰余金	2,999,436
		繰越利益剰余金	2,999,436
		自 己 株 式	(△1,257)
資 産 合 計	5,611,529	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,611,529

損 益 計 算 書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,986,880
売 上 原 価		2,836,641
売 上 総 利 益		8,150,239
そ の 他 の 営 業 収 入		63,924
営 業 総 利 益		8,214,164
販売費及び一般管理費		7,436,689
営 業 利 益		777,474
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
雑 収 入	7,694	7,731
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,082	5,082
経 常 利 益		780,123
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20,054	
減 損 損 失	30,599	50,654
税 引 前 当 期 純 利 益		729,468
法人税、住民税及び事業税	272,614	
法 人 税 等 調 整 額	△40,834	231,780
当 期 純 利 益		497,688

株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	
					繰 越 利 益 剰 余 金		
平成29年3月1日残高	631,793	195,393	195,393	8,162	2,633,152	2,641,314	△1,132
当事業年度の変動額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△131,404	△131,404	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	497,688	497,688	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△125
当事業年度の変動額合計	—	—	—	—	366,283	366,283	△125
平成30年2月28日残高	631,793	195,393	195,393	8,162	2,999,436	3,007,598	△1,257

(単位：千円)

	株主資本合計	純 資 産 合 計
平成29年3月1日残高	3,467,369	3,467,369
当事業年度の変動額		
剰 余 金 の 配 当	△131,404	△131,404
当 期 純 利 益	497,688	497,688
自 己 株 式 の 取 得	△125	△125
当事業年度の変動額合計	366,158	366,158
平成30年2月28日残高	3,833,527	3,833,527

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定率法 (平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産…………… 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用…………… 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日) を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額…………… 2,761,351千円

(減損損失累計額が含まれております。)

(損益計算書に関する注記)

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
店舗設備	東京都中野区 (1店)	建物	25,557千円
		その他	5,042千円
		合計	30,599千円

当社は、英国風PUB事業における店舗の資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としております。

当該店舗は、周辺地域の経済環境の変化や競合店の出店等の影響により業績が低迷しており、今後、回復の見込みがないため減損損失を認識いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、無いものとして評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	3,755,100株	7,510,200株	一株	11,265,300株
合 計	3,755,100株	7,510,200株	一株	11,265,300株

(注) 普通株式の増加7,510,200株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	685株	1,530株	一株	2,215株
合 計	685株	1,530株	一株	2,215株

(注) 1. 自己株式の増加1,370株は、株式分割によるものであります。

2. 自己株式の増加160株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年 5月24日 定時株主総会	普通株式	131,404千円	35円	平成29年 2月28日	平成29年 5月25日

(注) 1株当たり配当額には東京証券取引所市場第二部への市場変更記念配当 3円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成30年 5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	146,420千円	13円	平成30年 2月28日	平成30年 5月24日

(注) 1. (2)の配当金の総額は、平成30年 5月23日開催予定の定時株主総会において決議を予定しております。

2. 1株当たり配当額には東京証券取引所市場第一部銘柄指定記念配当 2円を含んでおります。

4. 当事業年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	45,092千円
減価償却費	3,110千円
減損損失	16,533千円
資産除去債務	55,375千円
値引経費見積り額	17,193千円
未払事業税	21,935千円
一括償却資産	9,602千円
その他	41,719千円

繰延税金資産計	<u>210,563千円</u>
---------	------------------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	22,830千円
-----------------	----------

繰延税金負債計	<u>22,830千円</u>
---------	-----------------

繰延税金資産の純額	<u>187,732千円</u>
-----------	------------------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店等の設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入、割賦及びリースにより調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用しており、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

差入保証金は、主に店舗の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から取引開始時に信用判定を行うとともに、店舗開発担当部門が定期的取引先の信用状態を調査することによりリスクの軽減を図っております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後5年以内であります。

また借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金運用計画を作成し、更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,808,689	1,808,689	—
(2) 差入保証金	1,032,009	1,014,232	△17,776
資産計	2,840,698	2,822,922	△17,776

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った期間でその将来キャッシュ・フローの合計額を決算日現在の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,808,689	—
合計	1,808,689	—

差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため償還予定額に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 340円36銭

1株当たり当期純利益 44円19銭

(注) 当社は、平成29年6月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

~~~~~  
本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

株 式 会 社 ハ プ

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 徹 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 泰 広 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハプの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月13日

株式会社 ハブ 監査役会

常勤監査役 石 塚 義 一 ㊞

社外監査役 浦 一 馬 ㊞

社外監査役 網 谷 充 弘 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

第20期の期末配当につきましては、当社の利益配分に関する基本方針（配当総額は経常利益の15%前後、かつ配当性向50%以下）に基づき、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円  
（普通配当11円、東証一部指定記念配当2円）総額146,420,105円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年5月24日

### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役浦一馬氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                       | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| うら かず ま<br>浦 一馬<br>(昭和28年12月25日生) | 昭和52年4月 ロイヤル株式会社（現 ロイヤルホールディングス株式会社）入社<br>平成16年4月 同社 業務執行役員財務経理部長<br>平成17年3月 同社 常勤監査役<br>平成22年5月 当社 監査役（現任）<br>平成28年3月 ロイヤルホールディングス株式会社<br>取締役（監査等委員）（現任） | 一株                |

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 浦一馬氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

浦一馬氏は、ロイヤルホールディングス株式会社の取締役（監査等委員）であり、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

4. 浦一馬氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の規定に基づき法令が規定する額を責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

平成10年5月22日開催の創立総会において、当社の取締役の報酬額は、年額80百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。)、監査役の報酬額は、年額20百万円以内とそれぞれ決議され今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、今後の業務執行体制の強化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額150百万円以内(うち社外取締役は年額15百万円以内)と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)であります。

監査役の報酬額については、これまでの支給実績、他社水準及び監査役の員数等を総合的に勘案し、取締役の報酬額改定に合わせて、年額30百万円以内とさせていただきたく存じます。

なお、監査役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと監査役は3名となります。

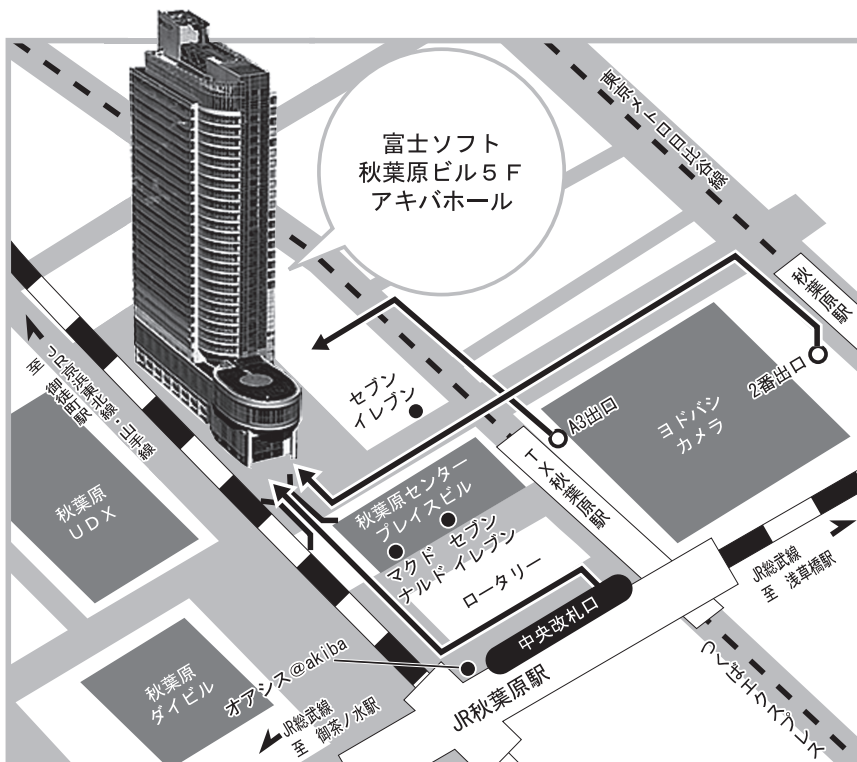
以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田練堀町3  
富士ソフト秋葉原ビル5F アキバホール  
電話番号 (050)3000-2741

会場最寄駅

- ・JR線 秋葉原駅 中央改札口より徒歩2分
- ・つくばエクスプレス線 秋葉原駅 A3出口より徒歩1分
- ・東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 2番出口より徒歩3分



例年、本株主総会終了後に開催しておりました「株主懇談会」は、本年より取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。